

(参考資料 10) 「電気事業託送供給等収支計算規則」等 新旧対照法

新	旧
<p>別表第1 (第2条関係) <u>事業者に係る託送供給等収支配分基準</u></p> <p>1～7 (略)</p> <p>8. 6. の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第1第5表により超過利潤計算書を作成すること。<u>ただし、税引前送配電部門当期純利益 (又は税引前送配電部門当期純損失) については、6. の規定により整理された税引前送配電部門当期純利益 (又は税引前送配電部門当期純損失) に、超過契約額 (委任又は請負契約に係る手続について正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない場合であって、当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。以下第6表において同じ。) を加算した額とし、特別損益については、6. の規定により整理された特別利益から6. の規定により整理された特別損失(災害に伴う特別損失を除く。)を控除した額とすること。</u></p> <p>9～14 (略)</p>	<p>別表第1 (第2条関係) <u>事業者に係る託送供給等収支配分基準</u></p> <p>1～7 (略)</p> <p>8. 6. の規定により作成された送配電部門収支計算書を基に、様式第1第5表により超過利潤計算書を作成すること。ただし、特別損益については、6. の規定により整理された特別利益から6. の規定により整理された特別損失 (災害に伴う特別損失を除く。) を控除した額とすること。</p> <p>9～14 (略)</p>

◎「電気事業託送供給等収支計算規則」(平成18年経済産業省令第2号)②

新	旧																																				
第6表 超過利潤累積額管理表 年 月 日から 年 月 日まで (単位 百万円)	第6表 超過利潤累積額管理表 年 月 日から 年 月 日まで (単位 百万円)																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) (①)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) (④=①+②-③)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一定水準額 (⑤)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一定水準超過額 (⑥=④-⑤)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	備 考	前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) (①)			(中略)			当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) (④=①+②-③)			一定水準額 (⑤)			一定水準超過額 (⑥=④-⑤)			<table border="1"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">項 目</th> <th style="width: 15%;">金 額</th> <th style="width: 15%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) (①)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>(中略)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) (④=①+②-③)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一定水準額 (⑤)</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>一定水準超過額 (⑥=④-⑤)</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	項 目	金 額	備 考	前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) (①)			(中略)			当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) (④=①+②-③)			一定水準額 (⑤)			一定水準超過額 (⑥=④-⑤)		
項 目	金 額	備 考																																			
前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) (①)																																					
(中略)																																					
当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) (④=①+②-③)																																					
一定水準額 (⑤)																																					
一定水準超過額 (⑥=④-⑤)																																					
項 目	金 額	備 考																																			
前期超過利潤累積額 (又は前期欠損累積額) (①)																																					
(中略)																																					
当期超過利潤累積額 (又は当期欠損累積額) (④=①+②-③)																																					
一定水準額 (⑤)																																					
一定水準超過額 (⑥=④-⑤)																																					
(記載注意) 1～3 (略) 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における <u>帳簿価額(超過契約額に係る帳簿価額を除く。)</u> を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率((中略)) <u>を乗じて算定すること。</u> 5～9 (略)	(記載注意) 1～3 (略) 4 一定水準額は、送配電部門に係る固定資産の期首と期末における <u>帳簿価額</u> を平均した額(以下「平均帳簿価額」という。)に託送供給等約款の料金を設定した際に算定した事業報酬率((中略)乗じて算定すること。																																				

附 則

この省令は、公布の日から施行し、この省令による改正後の電気事業託送供給等収支計算規則の規定は、この省令の施行の日以後に終了する事業年度に係る一般送配電事業の業務その他変電、送電及び配電に係る業務に関する会計の整理について適用する。

◎「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」（平成28年3月28日）

新	旧
<p>第1 審査基準</p> <p>(1) 改正法附則第16条第4項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「特定旧法」という。）第7条第3項の規定による指定期間の延長</p> <p>特定旧法第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>第2 処分の基準</p> <p>(7) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令</p> <p>特定旧法第23条第1項の規定による<u>特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令</u>については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、<u>認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。</u></p>	<p>第1 審査基準</p> <p>(1) 改正法附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される改正法第1条の規定による改正前の電気事業法（以下「特定旧法」という。）第7条第3項の規定による指定期間の延長</p> <p>特定旧法第7条第3項の規定による指定期間の延長に係る審査基準については、例えば、次のような正当な理由がある場合とする。</p> <p>①・② (略)</p> <p>第2 処分の基準</p> <p>(7) 特定旧法第23条第1項の規定による特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令</p> <p>特定旧法第23条第1項の規定による<u>特定小売供給約款等の変更の認可の申請命令</u>については、同項に命令の基準が規定されているところであり、より具体的には、例えば、改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款が、<u>認可を受け、又は届け出られた当時は合理的なものであったとしても、例えば物価の大幅な変動や需要構成の著しい変化があるなど「社会的経済的事情の変動」により「著しく不相当となり、公共の利益の増進に支障がある」と認められる場合とする。</u></p>

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ (略)

④ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（中略）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（中略）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、

なお、その判断に当たっては、次の情報を勘案することとする。

①～③ (略)

④ 改正法附則第18条第1項の認可を受け、又は特定旧法第19条第4項若しくは第7項の規定により届け出られた特定小売供給約款における料金について、当該特定小売供給約款の実施日の属する年度の4月1日から起算して当該料金（中略）を算定した際に定められた原価算定期間に相当する年数が経過した後に経済産業大臣が毎年度行う定期的な評価において、みなし小売電気事業者の財務の状況が次のいずれかに該当すると認められることにより値下げ認可申請の必要があると評価した場合であって、当該みなし小売電気事業者が当該認可申請の準備に着手しない場合にあつては、当該定期的な評価の結果及びその過程で得られた情報。ただし、当該認可申請の要否を評価するに当たっては、部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要・一般需要外部部門の災害その他特別の事情による純損失の有無を考慮するものとする。

イ 部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業収益から電気事業費用を減じて得た額の当該電気事業収益に対する割合（以下「電気事業利益率」という。）及び部門別収支計算規則附則第2条の規定による廃止前の一般電気事業部門別収支計算規則（平成18年経済産業省令第3号。以下「旧部門別収支計算規則」という。）に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の直近3年度間の平均値（中略）が全てのみなし小売電気事業者の直近10年度間の部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の電気事業利益率及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の電気事業利益率の平均値を上回っており、かつ、部門

<p>かつ、<u>部門別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤</u>（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に<u>支払利息及び超過契約額</u>（委任又は請負契約に係る手続について<u>正当な理由なく透明性又は公平性が確保されていない</u>場合であって、<u>当該契約について合理的な金額を超えて支出した場合におけるその超えた部分の額をいう。</u>以下同じ。）を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）<u>及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤</u>（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に<u>支払利息及び超過契約額</u>を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）<u>の累積額が事業報酬額</u>（算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。）<u>のうち特定需要に係る額を超過していること。</u>（中略）</p> <p>ロ （略）</p>	<p><u>別収支計算規則に基づいて整理された特定需要部門の超過利潤</u>（特定需要部門の税引前当期純利益又は純損失に<u>支払利息</u>を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）<u>及び旧部門別収支計算規則に基づいて整理された一般需要部門の超過利潤</u>（一般需要部門の税引前当期純利益又は純損失に<u>支払利息</u>を加え、法人税等、財務収益（預金利息を除く。）及び事業報酬額を減じて得た額をいう。）<u>の累積額が事業報酬額</u>（算定規則第4条第2項第1号若しくは同条第3項第1号に掲げる額又は旧算定規則第4条第2項の規定により算出された額をいう。）<u>のうち特定需要に係る額を超過していること。</u>（中略）</p> <p>ロ （略）</p>
--	---

附 則（2020〇〇〇〇資第△△号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。